

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年6月4日(金) 10時00分～12時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

保安管理部 施設安全課 技術副主幹 他9名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年5月14日付けで申請のあった原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○既許可から削除する設備・機器の解体撤去に関する説明が申請書に記載されておらず、削除する設備・機器に係る解体撤去の方法、汚染検査の方法、廃棄物の廃棄の方法等の安全対策の方針について確認できない。削除する設備・機器の解体撤去について、今後説明すること。

○プルトニウム研究 1 棟について、維持管理する設備を解体撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための措置として、電源遮断、操作禁止表示等、具体的にどのような方法で維持管理するのか記載が確認できないため、今後説明すること。また、維持管理する設備とするフードについて、閉じ込め機能の維持に係る具体的な方法を整理して説明すること。

○バックエンド研究施設について、TRU 非破壊測定試験装置及び試験体内部測定試験装置で取り扱う核燃料物質として固体封入の濃縮ウランを追加しているが、この変更により、閉じ込め機能をどのように担保するのか、既許可との違いも含めて説明すること。

○第4研究棟について、追加する分析装置の構造、用途等を図等により示すとともに、当該装置について閉じ込め機能及び火災等による損傷防止に係る設計について説明すること。

(3)原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について